

山口市入札監視委員会運営要領の一部を改正する要領（No.84）

山口市入札監視委員会運営要領の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。	
新旧対照表	
新	旧
（趣旨） 第1条 この要領は、山口市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）<u>に基づく</u>委員会の運営について、<u>必要な</u>事項を定めるものとする。 （定例会議への報告等） 第2条 要綱第2条第1号の規定による定例会議への報告<u>においては、次に掲げる書類</u> _____ _____ _____を提出<u>する</u>ものとする。_____ _____ <u>(1) 原則として会議開催の前々月以前4か月間に市が契約した工事（予定価格が250万円以下のものを除く。）の一覧表（契約方式別発注工事総括表（様式第1号）及び契約方式別発注工事一覧表（様式第2号）をいう。）</u> <u>(2) 前号の期間における指名停止等の運用状況一覧表（様式第3号）</u> （定例会議の審議の対象となる事案の抽出） 第3条 <u>要綱第2条第2号の規定による</u>事案の抽出は、契約方式別発注工事一覧表の中から、契約方式別に_____	（趣旨） 第1条 この要領は、山口市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）<u>第12条に基づき、</u>委員会の運営について<u>必要な</u>事項を定めるものとする。 （定例会議への報告等） 第2条 要綱第2条第1号の規定による定例会議への報告_____は、<u>原則として会議開催の前々月以前4か月間に市が契約した工事の一覧表（契約方式別発注工事総括表（様式第1号）、契約方式別発注工事一覧表（様式第2号））、指名停止等の運用状況一覧表（様式第3号）を提出して行う</u>ものとする。<u>ただし、予定価格が250万円以下のものについては、報告の対象から除外するものとする。</u> （定例会議の審議の対象となる事案の抽出） 第3条 _____事案の抽出は、契約方式別発注工事一覧表の中から、契約方式別に、<u>無作為の方法によ</u>

____行う。

- 2 前項の____抽出は、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。

(抽出事案の審議及び公表)

第4条 定例会議においては、入札を執行した所属(随意契約にあっては、契約事務を所管した所属)から、抽出事案説明書(様式第4-1号、様式第4-2号又は様式第4-3号)により、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定方法等が適切に行われているかどうかについて、委員会による審議を行うものとする。

- 2 委員会は、定例会議議事概要書(様式第5号)を作成し、これを公表するものとする。

(再苦情処理等会議及び意見書等の公表)

第5条 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときは、意見書(様式第6号)を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日以内に市長に報告するものとする。この再苦情処理等会議においては、申立者及び市長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

- 2 委員会は、意見書及び再苦情処理等会議議事概要書(様式第7号) を公表するものとする。

様式第2号 ※ 単位の表記の変更や、「税込・税別」の区別や参考となる計算式等の表記の追加をし、欄外に備考欄

って行う。

- 2 前項に定める抽出は、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。

(抽出事案の審議及び公表)

第4条 定例会議においては、担当部局より____、抽出事案説明書(様式第4-1号、様式第4-2号及び様式第4-3号)により、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定方法等が適切に行われているかどうかについて、委員による審議を行うものとする。

- 2 委員会は、定例会議議事概要書(様式第5号)を作成し公表を行うものとする。

(再苦情処理等会議及び意見書等の公表)

第5条 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには意見書(様式第6号)を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日以内に市長に報告を行うこととする。この再苦情処理等会議においては、申立者及び発注課からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

- 2 委員会は、意見書及び再苦情処理等会議議事概要書(様式第7号) の公表を行うものとする。

様式第2号

の取扱い等について補足を追加 様式第４－１号 ※ 「履行場所」等の業務に関する記載を削除、 予定価格等について税込額の表記欄を追加、欄 外注記の添付資料の規定整理、その他文言整理 様式第４－２号 ※ 様式第４－１号に同じ 様式第４－３号 ※ 様式第４－１号に同じ 様式第５号 ※ 抽出案件の欄の表記の整理、意見質問等の欄の整 理 様式第６号 ※ 「山口市長 殿」を「（あて先）山口市長」に変 更、様式中の本文を要綱の規定に合わせて修正 様式第７号 ※ 「・業務」を削除、意見質問等の欄の整理、別紙 を削除し欄外に別紙添付に関する注記を追加 ※改正後の様式は、別添の改正後の要領のとおり	様式第４－１号 様式第４－２号 様式第４－３号 様式第５号 様式第６号 様式第７号 ※改正前の様式は省略
---	---

附 則

この要領は、令和４年１２月２２日から施行する。